

平成30年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月12日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時30分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	15番	山居忠彰君
	16番	遠山昭二君	議長	17番 松ヶ平哲幸君

欠席議員（1名）

14番 十河剛志君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中舘佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院 事業 業者
副 管 理 者

三 好 信 之 君

市 立 病 院 院 長
事 務 局

加 藤 浩 美 君

農 業 委 員 会 長
農 會

飛 世 薰 君

農 業 委 員 会 長
農 事 委 員 局

武 田 泰 和 君

監 査 委 員

吉 田 博 行 君

監 査 委 員 長
監 査 委 員 局

穴 田 義 文 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長

千 葉 靖 紀 君

議 会 事 務 局 長
議 會 事 務 課

岡 崎 浩 章 君

議 会 事 務 局 副 長

前 畑 美 香 君

議 會 事 務 課 主 事
議 會 事 務 課

駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。14番 十河剛志議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで、副議長と交代いたします。

○副議長(井上久嗣君) おはようございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

7番 谷 守議員。

○7番(谷 守君)(登壇) おはようございます。

平成30年度第4回定例会に当たり、通告に従いまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

牧野市政3期目の中、本市の最上位計画である新たな土別市まちづくり総合計画のもと、これまで進んできているところでありますが、1点目は、そのまちづくり総合計画における財政の見通しというテーマでお聞きいたします。

なお、本年第1回定例会において、当時井上議員がこの関連について触れられておりますが、29年度決算も終わり、30年度に入ってからいろいろと検討されていることもあると思われまので、重ならない点についてお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて、29年度一般会計の本市の決算は、一般財源の根幹である市税や普通交付税の減少や、近年にない大雪の影響により除排雪経費などが増加したことなどさまざまな要因から、財政調整基金を3億4,000万円取り崩すことで実質収支を1,392万円とし、黒字決算となったところであります。

ここで、細かいことではあります但確認したい点があります。先日の牧野市長の行政報告でもありましたが、会計検査院の検査報告がありました。結果的に交付された交付金のうち約2,800万円が過大交付とされ、返還手続を進めるという説明でありました。この会計処理等について今後どのような手続になるのかお伺いいたします。

一般の企業会計では、過大交付を受けた約2,800万円を歳入、売り上げから除くと赤字決算

になるわけでありませんが、単年度現金主義会計下の官庁会計ではそのような処理にはならないことは承知しておりますが、今後の会計処理、事務執行手続などについて教えていただきたいと思っております。

次に、30年度の決算予想についてお伺いいたします。

本年7月に決定された本市の普通交付税ですが、当初算定約62億6,000万円、決定額約61億7,900万円と当初算定より約8,000万円少ない結果となりました。11月14日に出された市長の平成31年度予算編成方針にもありますが、歳出特別枠であった地域経済雇用対策費の廃止や合併特例措置の段階的縮減などの影響で臨時財政対策債と合わせた実質的な普通交付税額で前年度比1.3%減、約9,000万円の減額となり、30年度決算は一層厳しい状況になるとの記載がありました。

今後、市庁舎整備事業、北地区子どもセンターなどの大型ハード事業を控え、実質公債費比率、将来負担比率については数値上昇が予想され、将来に向けて負担をできるだけ残さないために、さらに健全的な財政運営を推進していくことが急務であり、常に注視していかなければなりません。よって、30年度の決算予想もどのような形になるのか、総合計画期間の収支見込みでは、30年度決算はマイナス4億2,000万円の収支不足になると予想されており、財政調整基金の活用が必須となっている状況です。特別交付税の交付が来年3月に決定となるなど、なかなか読み切れない点もあろうかと思っておりますが、今の段階で30年度の決算予想をどのように把握されているのかお知らせいただきたいと思っております。

次に、総合計画期間の財政収支見込み等についてお聞きいたします。

まちづくり総合計画を着実に進めていくためには、その基盤となる財政の見通しを明らかにしておくことが必要であることから、平成20年度から29年度士別市総合計画で立てられた前総合計画と同様に、今回もその計画の中に総合計画期間の財政収支見込みが示されております。当たり前のことではありますが、民間の企業においては、まず一番重要なことは会社の資金繰りであり、これがスムーズでなければ会社は存続いたしません。そこで、この収支見込みであります。全計画8年間のうち前期4年間での試算は、単年度収支で全ての年度で収支不足が見込まれることになっていると試算されており、4年間での収支不足は累計額で10億3,400万円となっております。この収支不足分は財政調整基金での活用にて収支均衡を図るとしてありますが、仮にこの計画どおりに進むとなると、29年度決算後、残っている約14億5,000万円の財政調整基金は計画4年後の2021年度では4億円強の残高となってしまいます。29年度、30年度の予算でもそれぞれ8億円程度の財政調整基金からの繰り入れを予定しながら予算編成を組んでおりましたので、後期4年間の予算計画がうまくいくものなのか、現在行っている継続事業などが今後廃止されることになってくるのか、また、急な自然災害等があった場合は対応ができるのかなど、もちろん計画では厳し目の収支見込みを立てられていることは承知しておりますが、非常に不安を抱えるものであります。

そこで次に、その総合計画を確実に実行するための取り組みとして、行財政運営戦略及びそ

の実施計画が立てられているところですが、それらの事柄の部分で財政見通しに直接的に関係してくると思われる点について、これから何点かお聞きしたいと思います。

まず、健全で持続可能な財政運営の中で財政健全化に向けた目標として、発生主義の考え方を取り入れた債務償還バランスの数値目標を採用しております。将来的に官庁会計も発生主義に基づく公会計にすべきだと常々思っている自分にとっては、この指標で財源バランスを注視していくことは大いに賛同できると思います。

しかし、ここで疑問点があるのですが、総合計画で立てられている収支見込みは、前述しましたように、前半は4期連続で単年度収支不足の予想計画となっております。普通ですと赤字が続き、基金の積み立てがなくなると、つまり内部留保がなくなると、将来にわたって真の償還財源はなくなると思うのでありますが、この点について教えていただきたいと思います。

次に、財政健全化の取り組みとして、歳入確保と歳出改革の取り組みが上げられております。

最初に、歳入確保の主な取り組み項目として、受益者負担に基づく適正な公共施設等使用料、サービス手数料の設定とあります。これは具体的にどのようなことを指すのか、また、加えて、歳入の項目ですので、市税収入が30年度計画と比べてその後の3年間で人口減少下の流れの中でも高目の目標になっています。この点についてもあわせて御説明いただきたいと思います。

次に、歳出改革のほうの取り組みとして、スクラップアンドビルド、行政評価制度などによる事業選定とあります。これは実施計画にも効率的、効果的な財政運営を行うため、新たに制定する事業アセスメントサイクルにおいて政策や事務事業の評価を行い、行政課題の発見に努め、課題解決に向けた取り組みを進めるため、戦略レビュー、行財政改革懇談会で進捗管理の見直し方針の協議を進めると記載されておりますが、この点についても具体的にどのようなことを言っておられるのかお知らせいただきたいと思います。

以上、繰り返しになりますが、まちづくり総合計画における今後の財政の見通しを考えた場合、決して楽観視することはできません。さらに、計画期間収支見込みの投資的経費においては、市庁舎整備や北地区子どもセンターなどの大型事業が終わる2021年度からは極端に減少し、地元経済に与える影響が大変懸念される場所でもあります。これは行政のみならず我々議会、そして土別市行財政運営戦略の基本方針の一つとして掲げている地域力との連携をもとに互いに情報を共有していくことが最も大切なことと考えておりますが、以上までの事柄について本市のお考えをお聞きいたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷議員の御質問にお答えいたします。

私から行財政運営戦略の財政見通しに関連した御質問にお答えし、会計検査院の検査報告に関連する会計処理及び事務手続、及び平成30年度決算見込みについては総務部長から答弁申し上げます。

まちづくり総合計画及び行財政運営戦略でお示ししている財政の見通しは、総合計画を着実

に実施していくため、現計画の事業の実施を見込んだ財政推計から今後どのような財政運営が必要なのか推計するものです。議員のお話のとおり、総合計画前期実行計画4カ年における収支不足は財政調整基金を充てる推計となっており、その合計金額は約10億3,000万円です。

財政調整基金の30年5月末残高は約14億4,000万円であり、前期実行計画最終年度である2021年度での残高は約4億円程度まで減少する見込みであり、前期実行計画期間において行財政運営戦略で示した取り組みを遂行することで、後期展望計画期間における収支の黒字化を目指すものです。

債務償還バランスも行財政運営戦略で示した取り組みの一つですが、返済能力を担保するため、平均償還期間より債務償還可能年限を短期間に抑えることで中長期の財政健全化を確保しようとするものです。債務償還バランスを十分に配慮し、行財政運営戦略における歳出改革に取り組むことで元利償還財源の確保を含め、持続可能な財政基盤の確立を図ってまいります。

歳入確保策としての使用料・手数料の設定については、27年に策定した使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、4年ごとの使用料・手数料の見直しを実施し、適正な使用料・手数料の設定に努めていくとともに、市税収入の30年度決算以降における見込みについては、30年度地方財政計画における地方税伸び率や2020年の東京オリンピック・パラリンピック直後までの景気動向を勘案の上、推計した結果、22億円台を確保できる推計としたものです。

次に、事業アセスメントサイクルにおける取り組みについてです。

この制度は、新たな計画策定から検証に至るサイクルを導入し、その進捗状況を戦略レビューや行財政改革懇談会で点検、評価するものです。行財政運営や政策、事務事業の見直しを行い、予算編成に反映させることで年間目標を着実に達成する仕組みを構築し、透明性を持った行財政改革を進めてまいります。

投資的経費の推計については、本年の第1回定例会においてもお答えしているとおり、総合計画後期の展望計画期間では大型建設事業が完了することから、これまで整備してきた財産を効率的で効果的に活用する取り組みへシフトさせ、公共施設再編等ガイドラインにのっとり、公共サービスの最適化や施設の長寿命化に取り組んでいかなければなりません。

今後においては、地域経済の振興に総合的に取り組むとともに、財政構造の改革と体質の改善を進める必要があるものと考えており、そのためには行財政運営戦略の遂行が不可欠です。市民、議会、行政がしっかりと連携し、まちづくり総合計画の基本理念である、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりを具現化してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私からは、会計検査院の検査報告に関連する会計処理及び事務手続と平成30年度決算見込みについて答弁申し上げます。

まず、環境センター整備事業における循環型社会形成推進交付金の返還金に関連した今後の会計処理及び事務手続についてです。

今回会計検査院から指摘を受けた交付金は、平成25年度から28年度までに交付された国庫支出金のうち約2,800万円について過大交付とされたもので、平成29年度決算検査報告として本年11月9日に公表されました。今後、国から返還命令が決定され、その納入通知書に基づいて返還手続を行うことになるため、本年度中に補正予算を計上していく予定です。予算措置は、過去に交付された国庫支出金の返還金であることから、歳出予算において償還金として追加計上し、その財源については一般財源で対応することになります。

次に、30年度決算見込みについてです。

まず、歳入ですが、市民税、固定資産税などを合わせた市税総額では予算現計を上回る見通しです。地方交付税については、普通交付税の交付基準額が合併特例措置の段階的縮減と地方財政計画における歳出特別枠の廃止に伴い、前年を1.2%下回り、臨時財政対策債と合わせた実質的な普通交付税額は約65億8,000万円となり、前年度と比べ約7,800円の減額となり、当初予算と比較すると約4,000万円上回る決算見込みとなりました。

また、29年度決算は、財政調整基金を取り崩して収支均衡を図り、繰越金が約700万円となりました。そのため、今年度の補正予算の一般財源としては、地方交付税の留保財源及び財政調整基金を充てたところです。

一方、歳出については、産油国の情勢不安の影響などから原油価格が高騰したほか、雇用環境の改善による労務費の上昇などから歳出予算の残額となる不用額は減少が見込まれるところ です。

こうした中で、30年度決算見込みについては、今後決定されます特別交付税や地方譲与税交付金など各種交付金の動向にもよりますが、財政調整基金を3億4,000万円取り崩した29年度決算よりもさらに厳しい収支になるものと見込まれるため、予算の執行に当たっては徹底した経費縮減や歳出の見直しなどに引き続き取り組む次第です。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 谷議員。

○7番（谷 守君） 再質問させていただきます。

今回私は総合計画におけるこの財政の見通しというテーマの中で質問させていただきました。返す返す言いますけれども、この前半の4期の収支見込みというのは大変厳しい見込みだと考えております。そこで、これは市民周知という意味で考えたところ、この概要版がそれぞれ全戸配布されていると思うんですけれども、それにもこの収支見込みの数値も記載されております。けれども、あえてこれは、本当に厳しい数字だなと思うことから今回取り上げさせてもらいました。

この見通しというのは、本当に自分で数字を見る場合には大変厳しい状況であろうと想像されます。自分はこういう一般質問では必ず事業の提案ということをさせていただくんですけれども、新たな提案をする場合は財源を見つけなければならないということで、うかつに一般財源を伴う事業の提案というのはなかなかできないんじゃないかなと自分も思うところではある

んですけれども、その中で、ちょっと質問の中で、自分の質問の仕方が悪かったんですけれども、また答弁の中で答えられたかもしれないんですけれども、中ほどの中で、こういう状況の中でこの現在行っている継続事業などが今後廃止されることになるのかどうなのかというところ、これは質問のように捉えていなかったんで、ちょっと自分としては、今ある事業を廃止するのか、また、これから総合計画の中で考えられている新規事業については見直しやら延期やらそういうことをされるのかどうなのか、きのうの30年度の決算見込みでも、この数字どおり今期3億4,000万円を取り崩した以上の財源措置をしなければならないという答弁がありましたけれども、やはりこのとおりに進んでいくということに見えますので、そんな中で、あえてそういう予想で行かないようにいろいろと戦略を組まれてやられるんでしょうけれども、市民負担も今後考えられる中、あえて計画しているものもやらないということも大きな決断ではないかなと思うんですけれども、それでもあえてやるのかどうなのか。

ただ、進捗状況は、この戦略の中で、行財政運営会議の中で每期見直していくんですよ、進捗状況を見直していくんですよと書いてありますけれども、このまま進んで本当に行くのであれば、新たな事業というのはなかなか登場してこないんじゃないかなと私は思うんですけれども、その点についてちょっと答弁いただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

後指摘がありましたとおり、今回の新たに策定したまちづくり総合計画、これを着実に達成するために行財政運営戦略をつくりました。この収支見通しについては、この8年間、どういった見通しかという中で、前期4年間は非常に厳しいと、ある意味は基金を取り崩しながらこの財政の構造改革をしていく期間であるという認識をしております。

その中で、こうした事業の見直し、廃止を含めて、事業アセスメントサイクルを導入してという意味合いは、結果的にこの計画を強化し、予算に結びつける上で、その事業自体を継続するにしても、どういった手法で継続していくことが一番効果的なのかといったところも含めて総合的に検討するための仕組みと考えております。

新たに設置をした戦略レビューにおいてでも、各所管がそれぞれの担当する業務の課題ですとか事業の見直し、これをそれぞれの部の運営方針ということで定めて、その目標に沿ってきちっと進捗しているのか、それを検証する。できていなければその理由は何なのかと、達成するためにどういった発想が必要なのかということ議論する場ということで位置づけております。

そういったさまざまな手法を用いることによって、その事業を実施していく上で、事業の再編の中には廃止をせざるを得ないものも出てくると思いますが、そういったものを透明性を持って行っていく仕組みと考えております。ですから、総合計画が4年後にまた見直しをされます。見直しというのは、実行計画、展望計画という位置づけが、4年たったときに展望が実行に変わってくるということになりますので、その段階でこの4年間の成果を見直して、必要な

見直しをその時点でやっていくということになると思いますので、そういった総合計画の事業の見直しも含めた仕組みがこの事業アセスメントサイクルと位置づけておりますので、谷議員の御指摘にあるような、そういった事業主体の再編についても不断の見直しの中で取り組んでいくという考えでございます。

以上です。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 谷議員。

○7番（谷 守君） ちょっと再々質問させていただきます。ちょっと自分も性格がしつこいものですからあれなんですけれども。

その事業の見直しも考えられるということは、きのうの議場でもまちなか交流プラザについても7億円の予算から8億円、半年もたたないうちに予算も増えているというところでありませう。それとその実質公債費比率も今後18%を超えるだろうという想像も立っております。自分の記憶では、今までは超えないだろうという中で進んできたのではないかと自分は認識しているんですけれども、ここに来て、もうそれも超えるだろうという想像に変わってきたということで、そこであえてそういう状況の中、あと30年度決算もこの総合計画でいう収支見込みのとおり進んでいるということは、かなり基金を取り崩すという状況だと思っております。それで進んでいると思うんで、この4年間、全くその厳しい状況で進むのかということと、途中で年度年度で4年間で見込まれている事業については廃止も考えられるのかということとをちょっと確認したかったんですけれども、その辺についてちょっともう一度再確認したいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 谷議員の再々質問にお答えいたします。

今後の事業の見通しの中で、まちなか交流プラザについても触れられていました。議員の皆さんにも御説明したとおり、当初見込んでいた事業費から実際に解体等に係る経費がかさむかもしれないという御説明をしてきたところですが、そういった経費が、実際に積算したところ現状ではおおむね8億円を超えるような規模になってきたという経過もございます。

そうした中で、実際に当初4年間の計画の中においては、財政調整基金も使いながらこの構造改革をして、単年度においての黒字が達成できるような、そういった体質改善をしていかなければいけないというのが今回の趣旨であります。総合計画を確実に達成するためにと先ほど申し上げましたけれども、市民生活に必要なサービスについては、これはやはり借金してでもやらなければならないということはあると考えております。その中で、それを中長期的に見てきちっと持続可能なものにしていくのが、我々が今やっていかなければならないことだろうと考えておりますので、そういった視点で不断の見直しを進めていくという考え方でございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 谷議員の再々質問に私からも一言お答え申し上げます。

今回の議会でも士別市の財政状況が極めて悪化をしているということで、多くの議員の皆様

方から御提言も御指摘も含めて御質問いただいているところであります。

それで、私が市長に就任をさせていただいたときに、士別市の財政調整基金残高というのは約6億円でありました。そのときからもう既に環境センターの大型プロジェクト事業、これは現在の埋立地が、いずれももうもたないということで、この大型事業がございました。それから庁舎の建設についても総合計画の中でもそれは明らかにされているということで、大型プロジェクトが2つ、3つ重なってやってくるということで、2020年度前後においては財政状況が極めて厳しくなるということは既に察知はされていたところであります。

そんな中で議会の議論等々もいただきながら、財政調整基金を一時的にはどんどんと積み上げてきて、最高のときは20億円ぐらい積み上げました。それを活用しながら、この今の2018年、19年、20年、21年を乗り切っていこうと、こういう長期計画の中で、今、財政問題も議論しながら進めてきているところです。

それで、環境センターについては、東日本大震災などなどもありまして、そういったことから当初の予定よりも環境センターの建設工事費も相当上がったのが事実でございます。そういった見通しもあったんでありますけれども、いずれにいたしましても先ほど申し上げたとおり、新たにスタートいたしましたまちづくり総合計画、この4年間については2018、2019、2017もそうなのでありますが、財政調整基金を取り崩しながら、市民生活をしっかりと守っていくと、こういう基本的原則に立ちながら4年間行って、なおかつ不測の事態に対応するために4億円の財政調整基金は残しますよと、こういう計画を組んでやっていますので、これは先ほど総務部長からも答弁させましたけれども、事業アセスメントサイクル、これは戦略レビューということで、各部の部長がそれぞれ行っている事業を再点検しながら全体で議論して、見直しをかけながら行っていくということも含めて体質改善も必要でありますので、そういったことも含めて対応していくと考えています。

それとアセスメント計画、やはり合併したまちでありますから相当な公共施設があるということで、これまで議員の皆様方からも議論いただいているのでありますが、以前の人口と今減少している人口の中で同じ施設が成り立つはずがないわけでありますから、こういったものについても既にアセスメント計画を提示してございますので、具体的にどの施設をいつの時期にどのように統廃合していくのか、こういったことも、議会はもちろんであります。市民に示しながら、市民の理解も得ながら、行財政運営をしっかりと進めていくという決意を持っています。

それと、病院についても心配をおかけしてしました。私が市長に就任をさせていただいてからの今日までで、市立病院に対する計画外繰り出しがおおよそ20億円に至りました。このままでは大変であるということで、長島院長、三好副院長、山賀副院長含めてスタッフ全員で頑張ってください、意識覚醒ということで病院もみずから頑張りながら、市の一般的な繰り入れ以外については自分たちでは頑張りという、こういう決意でこの2年間はそれを実行していただいています。ですから、病院の問題も含めて、いろいろな課題について皆さん方御心配い

ただくのも当然でありますし、連携をとりながらこの財政問題も含めてしっかりと対応していく決意でありますので、私からも一言申し上げておきます。

○副議長（井上久嗣君） 谷議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 2点目は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律という長い正式名称の地域未来投資促進法に関連することについてお聞きいたします。

この法律は、地域の特色を生かした事業に挑戦する中小企業を応援するため、昨年7月に施行されたものであります。地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進することを狙いとしており、政府は3年間で2,000社程度を支援し、投資額を1兆円、GDPを5兆円増大させることを目指すとしています。

ところで、この法律によく似た支援事業として、生産性向上特別措置法がありますが、この事業の本市の対応策ということで、さきの第2回定例会で取り上げさせていただきました。これまで若干の取り扱いを受け付けているとのことでもありますので、今日までの経過や取り組み策、また、利用実績等について、まずは参考までお知らせいただきたいと思います。

さて、この地域未来投資促進法は従来の企業立地促進法を改正したもので、製造業に限られていた支援対象を今後成長が見込まれるサービスや観光、農業などの分野にも今回から広がられています。具体的には、観光事業や環境ビジネス、ロボット介護機器開発、農林水産品の海外市場開拓などが支援対象となるようです。企業、事業所が同法に基づく支援を受けるには、国が同意した道府県や市町村の基本計画に沿って事業計画をつくり、都道府県の承認を受ける必要があります。これまで都道府県が承認した事業計画は11月6日時点で1,078件、1,400事業者に上っており、経済産業省が目標とする半分を既に超えているようでもあります。地域の特性、特色を生かし地域経済を盛り上げていこうとする取り組みは、全国どの自治体でも積極的に取り組もうとするあらわれだと思えます。

例として近隣の旭川市では、この法に対する基本計画を策定し、北海道から既に承認を受けており、家具のまち旭川として地域で盛んな家具製造を後押しするための事業計画の中、事業所を後押ししております。成果として海外展開を積極的に加速させたいと考えていたところ、専門家による海外への販路開拓などの支援を受け、輸出額の実績が昨年より3割上がっているとのことでもあります。

そこで、本市においてはどうか。この法について、残念ながらまだ取り扱っていないとのことではありますが、これまでにいろいろと検討された経緯があるともお聞きしましたので、それらの検討経過などについてお知らせいただきたいと思います。

加えて、この制度の支援メニューとして、さきの生産性特別措置法による固定資産税の減免措置等いろいろとあるようですが、その支援策についてもどのようなものがあるのか教えていただきたいと思います。

1点目に質問いたしました士別市まちづくり総合計画を着実に実行していくための士別市行財政運営戦略の実施計画の施策の中でも、取り組み項目の10番目として地方創生や地域経済の活性化による自主財源の確保ということが記されております。取り組み内容として、地方創生の推進や企業誘致による雇用の創出により地域経済の活性化を促進し税収の確保を図るとあります。そういった意味では、まさしくこの法による取り組みは、本市の農業未来都市、合宿の聖地創造を目指したまちづくりの取り組みと合致させていくといろいろな事業展開が考えられると思いますでしょうか。

近年は、生産性特別措置法、今回の地域未来投資促進法のように、これまでの単純な企業の支援策というよりも、将来に向けて地域の特徴を生かし、地域が発展していくような政府の支援策が矢継ぎ早に展開されております。本市のそれに向かう対応も柔軟性を持ったものにすべきと考え、今回の取り組みについても取り組んでいくべきとは考えますが、以上までの事柄について本市の御所見をお伺いして、2問目の質問を終わります。（登壇）

○副議長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、生産性特措法に基づく取り組み成果についてであります。市は本年6月19日に生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書を北海道経済産業局に提出し、6月22日付で導入促進基本計画の同意を得たところであります。同意後につきましては、市広報やホームページ、士別商工会議所広報により、事業計画の内容や申請に必要な様式のダウンロードなどについて周知しております。

利用実績では、作業用機械やソフトウェアの導入などこれまで3件の認定実績となっており、先端設備の導入における固定資産税の軽減やものづくり補助金の優先採択における支援といった内容であります。

次に、地域未来投資促進法についてです。

本法律は、地域が自立的に発展していくため、地域の強みを生かしながら将来成長が期待できる分野での需要を地域内に取り組むことによって地域の成長発展の基盤を整えることを目指す目的で施行されたものであります。施行後は、国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県が基本計画を策定し、国に同意を得ます。その後、事業者は、自治体が国から同意を得た基本計画をもとに地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事の承認を受け、国から支援を受けるといった形が基本的な仕組みになります。主な支援措置といたしましては、研究機関や設備投資、販路開拓等における予算支援、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置、工場立地法の緑地規制緩和や農地転用許可等への規制の特例措置、このほか資金供給や情報提供における支援などがあります。

道内においても、このような支援の活用を目的に、平成30年10月30日までに基本計画を策定し、同意を得た自治体が47あり、その事業計画に基づき地域経済牽引事業計画を策定した事業所が30年11月20日現在で62事業所となっております。

士別市における基本計画の策定につきましては、これまで内部打ち合わせを行ってまいりましたが、道の担当部署との確認で、市が定める基本計画の策定については、事業所はどのような地域の特性の活用を検討しているかなど、ニーズの確認や整理が必要との説明もあり、これまでは地域経済牽引事業計画の策定を検討する事業所が確認できなかったことなどから基本計画の策定は行っておりません。

今後につきましては、制度内容の周知や説明会等の開催、必要性の確認など、地域の事業者や商工会議所、関係機関と十分に情報交換や議論を重ね、基本計画の策定について判断してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 16番 遠山昭二議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 通告に従い、一括方式にて簡潔に質問させていただきます。

まず初めに、羊のまち士別のモニュメントについてお伺いいたします。

以前私は、市民からの要望もありサフォーク研究会の設立30周年に当たり、市役所庁舎前に羊の置物を設置してはという質問をいたしました。市民の方も身近に感じ、親しめるような市のカントリーサインである羊の置物が30周年のモニュメントとして市内にあったらという思いからの質問でした。

市では今、市役所本庁舎改築工事が始まっています。さらにこれから（仮称）まちなか交流プラザ、JR駅舎整備など公共施設の整備が予定されています。こういった新しい施設ができる機会に羊のまち士別のさらなるアピールをするために新しく建設される施設に、例えば士別のキャラクターであるさほっちのモニュメントを設置してはどうでしょうか。こうしたモニュメントの存在は、まちのイメージをつくり、まちのランドマークとなると思います。

また、今、士別中央通の角にイルミネーション、あそこは国道でありますから、信号とまると、あのイルミネーションに羊のイルミネーションを置いてもいいのではないかと私は思っております。

また、先月、総務産業常任委員会で島根県の安来市に訪問してきました。視察調査しました安来市は、皆さんも御存じのように安来節のどじょうの生産で全国に発信し、日本一のどじょうのまちづくりを進めているわけでございます。安来市にある安来節演芸館には大きなどじょうのモニュメントがありました。大変そのまちの観光の目玉だと思っておりました。

また、現在、モニュメントは発泡スチロールなどで軽量で安価に制作できるそうです。最近では多くのまちにキャラクターだとか物語の魅力のある地域活性化が進んで、この機会に話題とまちの元気を発信するキャラクターのモニュメントを士別市にも設置してはと考えております。

次に、公営住宅についてお伺いします。

士別市の公営住宅は、平成19年度に制定、公営住宅ストック総合活用計画制定後の社会情勢の変化や需要等を考慮し、計画的な修繕、改善による長寿命化や効率化、効果的な事業による

中長期的な維持管理計画として制定した公営住宅長寿命化計画の見直しを行いながら、公営住宅の取り組み、事業を進めていることと思います。この見直しに当たっては、住宅の経過年数はもちろん、入居者の特性などを勘案し行うと思いますが、その考えについてまずお尋ねします。

これから本格的な冬の季節を迎え、除雪や屋根の雪おろしは大変だと思います。昭和47年に設置された6棟24戸の桜丘団地にある公営住宅の屋根は切り妻屋根なので、出入り口の玄関前に屋根の雪が大量に落ち、玄関の戸が外に開けられないタイプの、また開けることができない。また、裏のベランダは大雪のため塞がっているので、住民の方は外に出るのに苦慮している現状です。玄関前に雪が落ちないような屋根に小屋根をつけたらどうかと思いますが、お尋ねいたします。

今、土別市は高齢者の割合が高くなっています。除雪中の転落事故など雪害は高齢者に多いと聞いてます。また、路面凍結などによる転倒事故などの危険もあります。こういった事故に対する雪害対策をぜひお願いして、私の質問とします。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から公営住宅政策について答弁申し上げ、桜丘団地の小屋根設置については建設水道部長から、羊のモニュメントについては経済部長から答弁申し上げます。

平成22年に策定した土別市公営住宅等長寿命化計画について、28年度には建てかえを一定期間停止し、既存の住棟を長期的に維持管理するための修繕と改修による長寿命化を図るとともに、団地の立地条件や経過年数、入居者の年齢構成や世帯構成などを考慮し、本市に見合った適正な管理戸数とするなどの見直しを行いました。

本市の公営住宅政策については、国や北海道における住宅政策に基づき、その時代の建設技術や居住者特性を反映した住戸を提供しており、11年度に建設した上土別団地や桜丘団地からは住棟全体のバリアフリー化を行い、その後、高气密、高断熱、ユニバーサルデザインの採用など、高齢や障害のある方などに配慮した建てかえを行っており、温かく住みやすいことから応募倍率も高い傾向にあります。

また、計画の策定と見直しの際にはアンケート調査を行い、建てかえや用途廃止による移転が伴う場合は入居者説明会を数回実施し御意見を伺っており、その中には建てかえにより住みなれた地域を離れたくないという希望もあることから、桜丘団地やつくも団地では低廉な家賃の住棟を残しながら建てかえる方法を取り入れるなど、入居者の目線に立ち事業を行っております。

今後においても、公営住宅政策に求められている条件などと整合性を図りながら、入居者の世帯構成や年齢、需要などに配慮した計画内容にしてまいります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） 私から小屋根の設置についてお答えします。

現在、各団地の雪の処理など住戸周囲の環境管理については、住戸内の管理と同様に入居者の方が居住する上で必要なこととして行っていただいております。また、平家建てでは屋根や住戸周囲の雪処理を御自身で行っていただくようお願いをしています。また、2階建て以上の住棟は、入居者間で協力して雪処理を行うとともに、1階部分の屋根の雪おろしについてもお願いをしているところです。

議員御指摘の桜丘団地の住棟は昭和47年に建設され、玄関前に一定量の落雪がある屋根となっています。そこで、玄関前の落雪を防止する小屋根を設置するという御提案ですが、当該団地の屋根は勾配が緩いため、小屋根を設けた場合は屋根から雪が落ちにくくなり、雪おろしの頻度が増加してしまいますおそれがあります。また、改修費用については家賃に反映される可能性があることから、入居者の負担が増えることも予想されます。桜丘団地の平家建て住棟は、耐用年限の30年が経過し、2028年度に用途廃止が計画されていることから、2023年ごろには募集を停止し、移転に関する説明や相談を始める計画となっているため、小屋根を設置する改修は難しいと考えています。

しかし、用途廃止が計画されている団地は、募集を停止することにより空き住戸が増えることも予想され、雪おろしなど管理費用の増大が見込まれることから、入居者の住棟間移転による集約や他団地への早期移転などについて検討するなど、今後におきましても、公営住宅の適正な管理と入居者の住環境向上に向けた取り組みに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から羊のモニュメント政策についてお答えいたします。

議員お話のとおり、現在、市役所本庁舎改築工事が2020年の供用開始を目指して整備を進めているところであり、今後、（仮称）まちなか交流プラザ、JR駅舎・駅前広場などを整備する予定です。そこで、新しく建設される施設にまちの元気を発信するキャラクターのモニュメントを設置してはとの御提言がございました。羊のまちのさらなるアピールをするためのモニュメントにつきましては、多くの方々の目に触れられる場所に設置することで、市民の皆さん、また、スポーツ合宿や観光、ビジネスなどで本市を訪れる多くの方々にPRするには効果的な一つの手段であると認識しており、また、地域の活性化につながる契機となると考えております。

こうした中で、新しく建設される施設でのキャラクターモニュメントの設置につきましては、設置場所に加え、設置に要する費用、大きさや素材、維持管理の方法など、そのあり方について今後検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 遠山議員。

○16番（遠山昭二君） 1つだけ再質問させていただきます。

桜丘の住宅の件なんですけれども、今現在桜丘で、恐らく平家でだめだから、この間も聞いたとおり、2階にどこか移転させたらという話がありますので、今、2、3軒あいているところがありますので、今も入れる方がおるとおわれますので、早目に移転するように相談というか、報告してやったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、いきなり、御自分と言いますけれども、私のところに電話来て、玄関前はねてくれということがありますので、なるべくそういう2階建ての雪がないところに移してあげていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○副議長（井上久嗣君） 3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 平成30年第4回定例会に当たりまして、通告に従い、一問一答で質問をさせていただきます。

1つ目は、産後ケア事業についてお伺ひいたします。

全国的に導入の動きが見られ始めてきております産後ケア事業は、核家族化や高齢出産が進む現代、かつての大家族で見られたような、みんなで育てるといった共同養育がかなわない昨今におきまして、サポート不足による育児不安や、増加傾向にある産後鬱への対策の一つとして注目されております。

出産直後の心身ともに大変な時期を専門家である助産師がサポートしてくれる、非常に望ましく、また、産後の母親にとりましては大変心強いであろうこの取り組みであり、近隣の市町村では、旭川市が8月から、名寄市でも10月からスタートしていると耳にしております。産後ケア事業を導入することで、これまで自己負担であった産婦健診が国の公費となるといった側面もあるとも伺っております。

利点が多いように見受けられますこの産後ケア事業ですが、士別市では、この事業をどのように捉えられているのか、事業の導入を検討されているのかをまずはお聞かせ願ひします。

そして、導入を検討されているのであれば、いつごろ、どのような形で導入を検討されているのでしょうか。

事業の形態といたしましては、訪問型や宿泊型といった用途に合わせて異なる形態の導入も可能とのことですが、そのあたりも士別ではどのように検討されているのでしょうか。

先駆けて始められております他市町村では、事業をスタートさせてからわかってくる、いわゆる制度の穴や弊害などの事例、改善を要する事象などが表面化されてきているところかとも推察されます。そういったことを共有できるような他市町村との連携はなされているのでしょうか。開始間もない事業でありますことから、決して士別市が出おけているものとは思いませんけれども、多少なりとも後発であるからこそその利点を生かした、よりよい産後ケア事業の導入を望みますので、市としての見解をお願ひいたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えいたします。

近年の少子化、核家族化に伴い、子供が健やかに育つための環境づくりは本市においても重要な課題であります。国は、産後間もない母子への支援を強化するため、母子保健医療対策総合支援事業において、母の身体的回復と心理的な安定の促進、そして母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する産後ケア事業を推進しており、平成29年度においては、全国で392市町村、北海道では12市町村での実施となっておりますが、厚生労働省としては、さらなる事業拡大に向け、年々予算枠を拡充しています。

また、産後ケア事業を実施するに当たっては、産婦の健康状態や精神状態を早い段階で把握することが何よりも重要であることから、国は産後2週間や1カ月で実施している診察や検査に加え、エジンバラ産後うつ病質問票、通称EPDSによる評価を加えた産婦健診の取り組みを進めています。産後4カ月までの母は、育児に対して孤立感、疲労感、不安感が増大し、これらが産後鬱や虐待へと移行していくとも言われています。29年度の保健師による新生児訪問では、約2割の母が母乳や授乳に関する悩みを持ち、さらに子供の体重増加不良で悩まれている母が約1割おられることから、これらのことが少なからず産後の母の不安や疲労感を増大させる要因になっているものと考えています。授乳指導や母乳ケアは助産師の専門分野であることから、悩みを抱える母たちの中には、市内外の開業助産師や市立病院婦人科外来の助産師による家庭訪問や外来での支援を自己負担で受けている方もおられます。

本市といたしましても、こうした現状を踏まえ、産後ケア事業は母子支援において必要な施策であると捉え、産後ケア事業を既に実施している道内の市町村から実施後の状況や課題等について情報を集め、検討を進めているところです。産後ケア事業の実施に当たっては、産後健診を行った医療機関と市が連携を図ることが何よりも重要であります。医療機関において産婦健診を実施するためには、新たにEPDSの質問票を実施する体制の整備が必要となります。

こうした中、現在、市民の約4割が利用している名寄市立病院においても、本年10月から名寄市民のみを対象に産婦健診を行っていますが、今後は本市を含む近隣市町村の産婦の受け入れも検討しているとお話を伺っているところであり、旭川市においても産婦健診を実施する医療機関が増えてきていることから、事業実施に向けた環境は整いつつあると言えます。

一方で、まだ産婦健診を実施する目途が立っていない医療機関もあることや、国の制度では里帰り出産などについて産後ケア事業の対象から外れるケースもあるなど、制度上の課題も残されています。産後ケア事業の実施に向けては、全ての産婦が産婦健診を受診し、その上で、産後ケア事業を希望する全ての産婦が制度を活用できるような体制整備が重要と考えますことから、今後も実施市町村の状況を調査する中、実施時期やデイサービス型、訪問型といった形態も含め、引き続き検討してまいります。

本市としましては、これまでも地区担当保健師による母子保健活動や市独自の取り組みである保育士の訪問など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めておりますが、今後におきましても、医療機関や地域の開業助産師等、母子支援にかかわる関係機関との連携や

情報共有をさらに強化し、全ての産婦が安心して健やかな育児ができるよう、よりよい支援に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 1つ再質問をさせてください。

名寄市立病院でE P D Sを10月から始められたと伺いましたけれども、士別でこの産後ケア事業の取り組みがまだ行えない理由の一つとして、このE P D Sの名寄市外の受け入れが行われていないからということも要因としてあるという認識でよろしいでしょうか。お願いします。

○副議長（井上久嗣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

今、議員のほうからおっしゃられたように、E P D S検査、これがいわゆる産婦健診の一つの重要な項目ということで捉えておまして、この結果をもとに産後ケア事業を有効に実施していくということが重要であろうという判断から、今まさに名寄市においては10月から開始しており、また、新年度からは、今、答弁を申し上げたとおり、そのほかの市町村にも拡大を検討しているということもあります。そういった意味で、士別市においても検討の中にそのE P D Sという項目が受けられる医療機関の整備というものも重要な部分と捉えていたところであります。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 2つ目は、ヒ素の混入が発覚したBCGワクチンのその後の経過、対応について伺います。

生後間もない乳児が対象となる予防接種の一つに結核を予防するためのBCGワクチンがあります。このBCGワクチンを溶かすための添付溶剤である生理食塩水から微量ではありますがヒ素が検出され、8月にはワクチンの出荷が停止されていたことが11月の頭に発覚いたしました。安全性に問題はないとの報道ではありましたが、以後、重立った動きが全くと言ってよいほどに見られず、既に流通しているワクチンに対する回収措置も特段ないように見受けられます。安全性に問題はないという判断であったとしても、あまりに何事もなかったかのようなこの情勢を大変遺憾に思っております。

問題の発覚後、厚生労働省から何がしかの通達があったのか、あったのであれば、いつごろ、どのような内容であったのかをお教えます。

また、発覚の報道時には、11月の半ばには新しいワクチンの出荷が再開される見込みともありましたので、そのあたりも動きがあるようでしたらお教えます。

加えて、士別市では、この間どのような対応をとられていたのでしょうか。こちらもお聞かせください。ヒ素混入が発覚後、市内でBCGの予防接種を行っている医療機関とはどのよう

な連携をとられていたのでしょうか。

安全性に問題はないとされているとはいえ、発覚後もヒ素混入のワクチンに該当するBCGワクチンを使用し続けていたのでしょうか。そうだとすれば、その子供の保護者は状況を理解した上で、仮にヒ素が入っていたとしても、安全性に問題がないのであれば構わないという了解のもとでの接種なのでしょうか。

BCGは、生後5カ月から8カ月までの接種が推奨されているワクチンであり、生後12カ月を超えますと有料接種となる期間の限られた予防接種であります。しかしながら、きょうあすを急ぐといった喫緊を要するものでもありません。ヒ素混入の発覚報道が11月頭にあり、新しいワクチンの出荷の再開のめどが11年半ばとのことですので、既存のワクチンを接種するのか、再開後の新しいワクチンを待って接種するのかという選択をするための判断基準となる情報が予防接種を受ける側に正しく伝えられていることが重要であると考えます。あまりに情報がゼロに近いこの状況下で、何も知らず、何も伝えられないまま、全く何の疑問も持たずに予防接種を受けられているのではないかとこのことを危惧しております。

接種対象児や保護者への情報提供がなされているのか、なされているのであればどのような形でなされているのかということもあわせてお聞かせ願います。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

このたびのBCGワクチンを溶解するための生理食塩水から基準値を超える濃度のヒ素が検出された件につきましては、11月2日に一部のメディアで報道がされた後、5日に厚生労働省の諮問機関である薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会で審議が行われ、あわせて、ホームページ上で調査会の資料が公開されました。

この資料では、本年8月9日にワクチンを製造する日本ビーシージー製造株式会社から厚生労働省の医薬安全対策課にヒ素混入の報告があり、問題が発覚したこと、国立医薬品食品衛生研究所の安全性予測評価部において評価を行い、安全性において問題のないレベルであると評価したこと、また、メーカーは8月からワクチンのお荷を控えており、11月中旬には市場の在庫も尽きる見込みであるが、中旬から下旬には基準を満たした生理食塩水を添付してワクチンのお荷を再開する見込みであることなどが明らかにされました。

そこで、この間における本市の対応についてですが、報道を受け、5日に市内の医療機関に対し情報収集を行ったところ、この時点では国やメーカーからワクチンのお荷に関する具体的な指示はなく、また、市民からの相談の有無についても確認されませんでした。

また、市立病院におきましても情報収集を行い、予防接種の予約があった場合は、通常どおり接種を行う旨、確認したところです。

その後、11月8日付で厚生労働省生活衛生局医療安全対策課から調査会の議論をまとめた乾燥BCGワクチンの添付溶剤の品質についてが発出され、13日に名寄保健所からメールで本市へ通知がなされました。この通知の中で、本件に関しては十分な情報が伝わらないことによ

て医療機関等における混乱が生じないよう、医療機関や自治体等に対し周知を徹底する必要があるとされていたことから、市内の医療機関に通知の有無を確認いたしました。通知があったという事実は確認できず、あわせてワクチンの在庫状況や接種を希望する保護者等への説明状況について確認を行ったところ、いずれの医療機関も予約を受けてからワクチンを確保するため、在庫を抱えているところはございませんでした。

一方で、接種を希望する保護者等への説明については、各医療機関とも情報が乏しい中、具体的な説明をすることが難しく、また、新たなワクチンの入荷予定も未定で、今後ワクチンを確保できる保障もなかったことから、厚生労働省の判断に基づき、接種を希望する方がいる場合には予防接種を行い、不安を抱える方に対しては今回の経緯や今後の予定を説明した上で判断していただくとのことであります。

さらに14日には、厚生労働省及びメーカーのホームページ上に乾燥BCGワクチンの取り扱いについてが公開され、新しいワクチンについては16日から出荷を行うとのアナウンスがあったため、卸売業者に入荷時期について確認を行いました。この時点では年明けごろになるのではとの回答でありました。このため、新しいワクチンの入荷がおくれるという想定のもと、市といたしましては、各医療機関に対し、予防接種の予約があった際に今回の経緯等について説明いただくよう要請するとともに、新生児訪問や乳児健診の際に情報提供を行うこと、また、新たなワクチンの供給を待つことで定期接種の期間を過ぎてしまった場合でも助成の対象とすることなど、今後の対応について準備を進めていましたが、21日に新しいワクチンへの切りかえが行われたことから、ホームページで情報公開を行うことといたしました。

なお、14日に公開された乾燥BCGワクチンの取り扱いについてにつきましては、北海道から30日付で通知がされています。

2日の報道から21日にワクチンが切りかえられるまでに、市内では7日に2名、14日に1名の方が予防接種を受けていることを確認しておりますが、ワクチンの安全性については厚生労働省が問題なしと判断しており、当初はワクチンの回収も行う予定がなかったことや接種希望者への対応に関する具体的な指示もなかったことから、今回の経緯についての説明は行っていないところです。

また、このほかに市立病院とあさひクリニックでそれぞれ1件ずつ予防接種に関する相談がありました。いずれもこの間の経緯を説明し、12月以降に延期しています。

今後、ホームページなどで情報を知った方から健康への不安に関する相談等も想定されますことから、丁寧な説明を心がけるとともに、引き続き医療機関と連携しながら情報提供を進めることで市民の不安の払拭に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 3つ目は、学校給食についてお伺いいたします。

士別市における学校給食は、児童・生徒の栄養改善と食生活の合理化による健康増進を図る

ためとして、昭和45年から開始されたとありました。現代においては、教育の一環としても捉えられており、地元の食材をふんだんに取り入れたふるさと給食や合宿の里ならではのアスリート給食といった取り組みは、食育の観点のみならず、子供たちが士別市の地域性を学ぶといった意味合いにおいても大変よい機会であると歓迎しております。給食の場であるからこそ学べる集団における配膳の仕方や食事の仕方、そしていわゆる家庭の味とは異なる多様性によって味覚の幅を広げるといった教育的な要素と従来 of 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることなども含め、包括的な意味合いで子供たちの成長にとって欠かせない学校給食であります。完食できない児童がかなり見受けられるということに長年疑問を持っておりました。

一昔前とは異なり、学校では全てを食べ終えるという意味の完食を強要するようなことはなくなっても耳にしております。初めは単純に体格やふだんの食事の量から来る個人差の問題かと考えておりましたが、給食試食会へ何度も伺う機会があり、子供たちと給食をともにする回数が増えるにつれ、決して完食できないということは、個人差だけの問題ではないと考えるようになってきております。

士別市の給食は、1週間単位で主食の種類が定められており、パン食が1回、麺食が1回、給食として出る米飯が1回、各家庭で米飯を持参する日が2回となっております。データを見ますと、米飯の日の残食が多い傾向にあり、米飯時に残食が多くなる理由といたしましては、米飯が冷えてかたくなっているために、主食そして副食ともに食が進まないことが大きな要因となっていると考えます。

認可保育園では、園児が登園した際に持参した米飯を預かり、保温器に入れていると聞いております。このことは温かい御飯を口にすることができる非常によい取り組みだと思って聞いておりました。ゆえに小・中学校にも保温器を設置することができれば、持参御飯が冷えてかたくなった米飯ではなくなり、残食率はかなり下がるのではないかと考えておりましたが、設備の件を確認いたしましたところ、学校衛生管理基準の観点から、保温器よりも先に設置が必要と思われる牛乳の管理のための保冷器、こちらの設置も進んでいない状態にあるとのことでした。これまで設置に至らなかった背景には予算が大きく影響しているものと推察いたしますけれども、少子化が進み、小・中学校の統廃合が進んできております今の規模だからこそ設置も可能となってきたはおりませんか。

学校給食が食育の一環ともなっているとすれば、冷たいものは冷たい状態で、温かいものは温かい状態で口にすることも大切な食育の一つであります。限られた予算ではありますけれども、学校給食における、必要な設備として捉え、導入に向けた予算組みを検討いただきたいと考えます。市としての見解をお聞かせください。

もう一つ、米飯時の残食を減らすという観点から、とりわけ持参御飯の際に改善していただきたい件がございます。

かねてより持参御飯は白米の米飯のみとされており、例えばふりかけですとかなめ茸といった、添え物については持ってきてはいけないとされてきております。調べてみますと、それら

添え物の類いの持参を不可とする規定は特にはないそうです。長年続いてきました皆一律に同じものをという平等の観念に縛られた非常に時代にそぐわない残念なルールであると考えております。

前述のとおり、米飯時には残食が多いとのデータがありますが、給食として提供される委託御飯時のワカメ御飯であったり、赤飯であったり、まぜ御飯といったいわゆる変わり御飯と呼ばれるような御飯の際には残食が明らかに減るとのことです。だとするならば、仮にふりかけですとかなめ茸といった、そういうものがあることで御飯を残さずに食べることができる子供たちが増えるであろうことは容易に想像ができることであります。

給食が食育の役割も担うようになったとはいえ、子供たちの成長にとって大切な栄養を補うという給食本来の役割は今も変わりません。残食と必要な栄養がとれていないということはイコールであります。持参御飯は白米のみというルールを即撤回し、食を進めるための簡易な添え物はぜひ許容していただけるように望みます。こちらもあわせて、市としての見解をお聞かせ願います。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

学校給食は、児童・生徒が適切な栄養を摂取することで健康の保持増進を図り、かつ日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養う目的で実施しています。

加えて、本市においては、食育の一環として平成21年度からふるさと給食を、また、本年度からはアスリート給食を実施し、地域の魅力を知り、食の大切さを学ぶとともに、ふるさとを愛する心の醸成に努めてきたところです。

そこで、学校給食に対する冷温設備についてのお尋ねがありました。

学校給食法に基づき、衛生管理などについて望ましい基準を示した学校給食衛生管理基準においては、適切な温度管理を行うことが定められています。また、北海道教育委員会の学校給食衛生管理マニュアルでは、牛乳については専用の保冷库等によって品質の保持に努めることが求められています。現在の学校給食での牛乳は200ミリリットルの紙パックで、要冷蔵保存が10度以下とされています。給食の配送については地域ごとに順番で届けており、適正温度の範囲内ではあるものの、給食到着時と比較して、給食を食べるときには若干温度が上がっている場合もあります。これまでもルートの見直しを含め、配送時間の短縮も図ってきたところですが、こうした対応に加え、必要な措置を講ずるなど、より適切な温度管理に努めます。

次に、御飯の保温庫についてです。

荅口議員お話しのとおり、給食の残渣量は米飯の日が1週間の中でも多い状況となっており、委託御飯と持参御飯のうち、特に持参御飯については、給食時には冷えていることから食べ残しにつながっている場合もあると考えられます。委託御飯は、給食基準において学年により基準量が示されており、これに基づいて提供していますが、食べる量の個人差もある中で、比較的パンの日よりも残食量が多いと分析しています。委託御飯の場合、弁当箱が20個入る保温箱

に入れて各学校に搬送し、給食提供時まで保管されていることから、ある程度御飯の温かさが保持されています。しかし、持参御飯については、保温性の容器でない限り、室内温度に近い温度となってしまいます。こうした中で、一つには副食であるおかずについて、例えば牛丼や中華丼の具材提供など、御飯とセットで食べられる温かいおかずの提供回数を増やすなど、委託御飯、持参御飯の双方とも食が進むメニューを検討していくことで対応したいと考えております。

一方で、配膳の仕方やとりわけ方、さらには余っているおかずのおかわりなど、教室で一声かける取り組みなどで、より残食を減らすことにも努めていくことが必要と考えています。

次に、持参御飯に対するふりかけなどの添え物についてです。

学校給食は、文部科学省で規定された栄養価基準に基づき、子供たちがバランスのとれた栄養価を摂取できるように栄養教諭は1カ月単位で献立を作成しています。自宅からふりかけや別のおかずなどを持参した場合、1カ月ごとの適切な栄養価基準を上回る摂取量も考えられます。したがって、子供たちの栄養バランスも考慮し、学校給食センターとしては、明確に禁止規定は設けてはいないものの、家庭から添え物等の持参は認めていません。学校給食では、従来の日本の食事形態であるおかずと主食を交互に食べる三角食への必要性を重視し、これまでどおり、主食、主菜、副菜、汁物の形態を維持しつつ、さまざまな工夫を加えながら、残食を減らすことに努め、子供たちがおいしく楽しく食べられる給食を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 荅口議員。

○3番（荅口千笑君） 1つ再質問させてください。

最後の御答弁でありました、ふりかけですとか、そういった添え物を足すことによってトータルの栄養基準からオーバーしてしまうのではないかとのお話がありましたけれども、そもそも残食、残してしまう、ただそのかたい白い御飯だから残してしまうのであれば、栄養自体をとれていないということで、オーバーどころかマイナスになってしまうのではないかなと思うんですね、マイナスのほうが非常に弊害が大きいと思います。そのあたりの見解をもう一度お願いしたいです。

○副議長（井上久嗣君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

まず、その栄養価の基準についてのオーバーかあるいは下回るかということについては、それぞれそのときの食事のとり方の量の全体量によって変わってくることもあるかなとは思いますが。

そこで、その残食としないためにという考え方についてでございますが、答弁の中でも申し上げておりますとおり、栄養教諭が栄養に関する専門家の見解としてでございますが、学校給食としては、まず白米とおかずの量は半々とされると考えております。また、和食、日本食の基本的な考え方として、おかずについては味の無い白い御飯を口の中で調理するようにとされ

ているという、この原則的な考えに基づいて献立がつくられているということでもあります。

そういったことから、例えばもしその添え物等で御飯が食べられるようにしてしまうと、子供によっては、ふりかけなど、好きなほうを選んで、御飯は残食は減ることになるけれども、おかずのほうが残されるということも懸念されるということでございます。

そういったことから含めて、学校給食では白米とおかずということで考えてまいりたいということでございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時39分休憩)

(午後 1時30分再開)

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番 国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 第4回定例会に当たり、一般質問いたします。

第1のテーマとして、大停電など災害時の医療福祉施設の運営について質問いたします。

9月6日の胆振東部地震といわゆる北海道ブラックアウト、すなわち大停電にあつて、本市の医療福祉施設がこうむった影響をまとめていただきたく思います。

まず、停電当日の市立病院の状況について、人工透析が危ういとか、人工呼吸器も手動にしなければならないなどとのうわさもありましたが、実際のところどの程度の影響だったのでしょうか、取りまとめて答弁をお願いします。

次に、児童福祉施設である保育園や児童館などの開園状況について伺います。

広範囲にわたる信号機の故障で職員の出勤についても危惧される中の開園決断は迷いも生じたと思われませんが、開園の決定に至る基準などは存在したのか否かお答えください。

特に、給食を提供している施設については、調理機器の確保と食材の購入について特段の苦勞があったものと考えます。実態はどのようなものだったのでしょうか。冷凍保存食や非常食の備蓄など、従前からその数量と貯蔵方法などを決めてあったのでしょうか。また、高齢者、障害者等が通所、居住する民間施設についても市が掌握している範囲でお答えください。

さて、今回の停電では、一部市民のいわゆるパニック消費がかなり深刻でした。食料や乾電池などの物資が特に不足し、市内のコンビニや大型店には朝から大行列ができ、また片方で、日中仕事をしている子育て世帯などは全く買い物ができない状況でした。このことから言える教訓としては、本市の各種防災計画の中に福祉施設の食材などを優先確保できるような方策を盛り込む必要が出てきているということではないでしょうか。御見解を伺う次第です。

さて、胆振東部地震前日の9月5日水曜日が台風21号の影響で全市臨時休校になったこともあり、学校給食センターの食材は余っていたとのこと。そういった場合、食材を福祉施設の給食に回すことは不可能なのでしょうか。学校給食の食材処分のあり方について、もし根拠法などありましたら、この際お示しください。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から食材などの福祉施設への優先供給について答弁申し上げ、保育園や児童館の開園基準と保育園などにおける給食については副市長から、士別市立病院における停電の影響とその対応については市立病院事務局長から答弁申し上げます。

9月6日の胆振東部地震の発生と北海道全域のブラックアウトは、これまで経験したことのない災害となりました。特に長時間にわたる停電は市民生活に大きな被害を及ぼし、その対策に当たってもさまざまな課題が浮き彫りになったところです。

そこで、食材などの福祉施設への優先供給についてであります。本市地域防災計画では、災害発生時の食料供給計画として、食料を市内販売業者や農業者などから調達し、被災者や災害応急対策従事者へ供給することとしており、施設で調理ができない社会福祉施設等の入居者なども供給対象としています。今回の地震では、全道規模の停電に加え物流も停滞したことにより、スーパーやコンビニでは牛乳や納豆、豆腐、インスタントラーメンなどが一時的に品薄や品切れも見られたほか、弁当やおにぎりの具材の一部が確保できず、供給できない状況が発生しました。

現在市内に販売店のある企業等と災害時の物資供給等に関する協定を締結しており、食料や生活物資の供給などについて協力をいただいています。ただ、実際の災害発生時、特に今回のような北海道全域でのブラックアウトといった状況では、商品工場の操業中止、物流や燃料供給の問題もあり、店舗の営業自体が困難となったケースも発生しました。

一方で、各店舗で電源を調達し、食品調理をみずから行って提供した事業所もあるなど、さまざまな対応が見られたところです。

こうしたことから、非常時に必要な食料などを的確に調達するためには、優先度に応じた具体的な手法に沿った対策を講じる必要があります。例として、市役所や関係機関が連携した輸送手段や燃料の確保、遠方の地域との連携による相互支援、地域コミュニティでの支え合いなどです。いずれもお互いに支え合う精神が必要であり、実効性のある対策には連携した取り組みが欠かせません。

今後は、こうした市民や関係機関と具体的な取り組みへの協議を進めるとともに、まずは災害への備えとして、みずから助くるための最低限の備蓄についても啓発を進めなければなりません。

議員からお話がありました福祉施設への食料供給確保につきましても、こうした取り組みを総合的に進める中で、必要とされている食材に応じた対応などを含めた方策について、今後さ

らに調査研究を進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、保育園や児童館の開園基準と保育園などにおける給食及び学校給食センターの食材を福祉施設に融通することについてお答え申し上げます。

初めに、保育園や児童館の開園基準についてです。

市の認可保育園については、災害時における開園についての判断基準は設けておりませんが、9月6日の災害発生当日の状況は、保育園の開園時間前に3園の所長が各保育園の保育室を含む園内や調理施設の状況などを確認し、停電の復旧の見込みは不明であったものの、暖房を必要とする時期ではなかったこと、夕方、日没までは園庭での戸外活動で過ごすこともでき、保護者の迎えを待つまでに採光がとれる保育室があったこと、さらに給食提供が可能であったことなどから園児の受け入れは可能と判断し、開園をいたしました。

一方、僻地保育園においては、各施設長の判断により、上士別保育園、多寄保育園は通常どおり開園し、温根別保育園については保護者の意向から2日間休園となったところです。また、児童館も保育園同様、災害時の開館についての判断基準は設けておりませんが、各館の施設状況から、停電時においても学童保育に影響がないと判断できたことから通常どおり開館いたしました。今回の停電では、中央市街地区の3小学校が休校となったことから、早朝からの保育に対応ができるよう職員の配置を行い、児童の受け入れ体制を整えてきたところであります。

次に、保育園などにおける給食についてです。

まず、認可保育園では、新たな食材の購入や電気機器による調理が困難であったことから、カセットコンロを代用する中、衛生管理マニュアルに基づき、牛乳や生鮮食品の使用は控え、保管していた食材を使用し、一部献立内容を変更することにより給食を提供いたしました。また、非常食の備蓄については、東日本大震災後、災害時に備え、乾パンや白米炊き出しセットなどのほか飲料水も備蓄しており、今回もこれらの非常食の一部を活用したところであります。

市内の民間の障害者にかかわる施設では、入所施設が1施設、グループホームが8施設、通所事業所が3施設あり、入所施設においては、平成29年度から災害時の備蓄食を3日分準備しており、今回の災害では水、ガスの利用は可能であったため、食事の提供ができたところであります。

また、グループホームについては2法人が運営しており、いずれも本体施設において体制が整ってありましたため、食事提供が可能であり、食材については、いずれも備蓄食材があったことから不足は生じなかったとお聞きをしているところであります。

3施設ある通所事業所においては、いずれも停電当日は電気が通じていないことから作業ができない状況であったことと利用者が停電による不安感を示したことにより利用中止とされましたが、翌日の復旧後には、3事業所ともに通常どおりの利用を再開したとのことであります。

高齢者施設については、指定管理をしているコスモス苑では、調理機器はガスを利用し、炊

飯、おかずの調理を行っており、食材の保存や流動食の調理などは非常用発電機を利用して対応をいたしました。桜丘荘では、米飯は電気炊飯窯を使用しているため、災害用の備蓄食品を使用し、ガスでおかずを調理し、食事を提供できましたが、デイサービスについては、停電により入浴はできないため、休止としたところであります。食材については、両施設とも計画的に災害用食品を備蓄しており、3日分は対応可能な状態となっております。

一方、民間施設では、居住系施設において、市内9施設のうち3施設では電磁調理器を使用していたため、その代替措置としてカセットこんろ等による調理での給食を提供し、食材の保管等については、復旧の早かった施設への協力要請や冷凍庫の開閉を控えるなど、良好な保存状態の確保に努めましたが、流動食や刻み食など、一手間が必要な調理については、ミキサーなどが使えなかったため、対応に苦慮したものの、食事の提供はできたとお聞きをしているところであります。

通所系サービスでは、入浴と電気を使う機器を利用できないことから、5施設のうち4施設は休止や利用時間を変更しましたが、1施設については給食も含め通常どおりのサービスを提供し、翌日には3施設が通常どおり利用を再開いたしました。しかし、停電が長引いた朝日地区の通所系サービスでは食材の確保が難しく、停電当日も含め4日間の休止を余儀なくされたとお聞きをしているところであります。

次に、冷凍保存食や非常食の備蓄状況については、居住系施設に限りますが、民間施設については備蓄していない施設は1施設のみで、他の施設はふだん使う食材も含め食材を多目に購入したり、冷凍食品やレトルト食品、缶詰や乾物などの食材を備蓄している状況にあります。

次に、学校給食センターの食材を福祉施設に融通することについてであります。

9月5日の台風の影響で、市内小・中学校が臨時休校となった際、学校給食センター内で使用できなかった食材は、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準における食肉類、魚介類等生鮮食品は原則として当日搬入するとともに、1回で使い切る量を購入することという指定に基づき、翌日へは持ち越せないため、廃棄処分といたしました。また、他の施設への食材の融通につきましては、通常、学校給食センターまでは各納入業者が保冷車等により搬入しますが、学校給食センターから他の施設へ搬出する場合には適正な温度管理で搬出することが困難なため、食材の衛生管理を考慮し、他の施設への融通は実施していないところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） 私から、士別市立病院における停電の影響とその対応についてお答えいたします。

病院では、停電時対応のための非常用発電機を備えており、停電発生時は自動で発電を開始する仕様で、当日も自動運転となったところです。この発電機で賄える電気容量は限られており、院内の全機能を担保できるわけではなく、非常灯、水道設備、消防設備、暖房用ボイラー3基のうちの1基、手術室、透析室、各病棟病室などの医療機器用コンセント、エレベーター

4基うちの1基が使用可能となっています。また、燃料タンク容量が1,900リットルとなっていることから約18時間の稼働時間と推定してるところです。このため、通常の外来診療体制は確保できず、患者さんには説明と御理解をいただく上で、緊急性の高い患者さんに絞ったほか、移動可能な検査や手術は後日実施にするなどの対応をとりました。

御質問の人工透析の件で危惧したことは、透析処置には時間を要することから、発電機用燃料の重油残量を見きわめつつ、市内からの重油調達の可否情報が定かでない中での透析実施となったことでもあります。そのため、状態悪化の際の緊急透析の受け入れ対応を名寄市立総合病院、市立旭川病院に確認しながらの運用となりましたが、午前9時及び午後4時ごろに追加の重油調達が行われ、当面の燃料は確保されました。

しかし、午後4時30分ごろ、非常用発電機の制御部のバッテリー切れにより発電機が停止状態となったことから、急遽15名の患者の返血処置をとったところですが、監視装置のバッテリー不足により4名については手動操作となったものの、透析は無事終了いたしました。

また、病棟にいた人工呼吸器装着中の患者3名は、電気復旧までの時間により、バックアップバッテリー切れのおそれもあることから、医師が救急車に同乗の上、名寄市立総合病院、市立旭川病院、旭川医療センターに転院搬送いたしました。

なお、非常用発電機の制御部バッテリーについては、当初の設計上、燃料タンクの満タン時の使用可能な時間を想定した仕様であったことが今回の停電で判明したため、バッテリー供給用の配線改修工事を行ったところです。

次に、食事提供の対応状況です。

当日の調理現場では、非常用発電で冷蔵庫、冷凍庫の一部は稼働しておりましたが、調理作業用の電源はなく、ガス、蒸気による調理方法での対応となりました。また、食材調達の面で、当日は献立内容を大きく変える必要はなかったものの、その後は契約業者からの流通ストップにより納品に制約が出たこと、非常用発電機停止による停電時間の影響で在庫していた食材の一部に廃棄が生じたことも相まって、翌日以降の献立の変更が生じました。

病院では、平成23年の東日本大震災を機に調理済みの非常食や飲料水の確保に努め、現在900食、およそ3日分を想定した量を備蓄しており、今回も納品再開までの食材不足を補うよう、備蓄食材を併用した献立で対応したところです。地震発生から16時間余りという、これまでにない長時間の停電を経験し、日ごろの備えはもとより、人工透析など命に直接かかわる患者さんへの対応は他の医療機関との連携が重要と再認識したところであり、他の災害も含めた対応の検証と今後の対策を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再質問いたします。

今の病院の件は再質問しませんが、本当に16時20分に1回非常用発電機が異常で停止して、1回また稼働したんですけれども5分で停止ということで、本当に大変だったと思いま

す。今後、いろんな教訓が出てきたと思いますが、ぜひともこういった想定外のことにも対応できるようによろしくお願いします。

それで、再質問なんですが、3点あります。

1点目が、市長答弁のほうから、市長のキーワードである連携ということを上げられて、農業者だとかあるいは民間企業と災害時の協定をしていると、この協定は具体的にどういう場合に何時間ぐらいで発効するのかみたいなことは定めているのかどうかということをもまず1点目お聞きします。

なぜかという、今3人の方の答弁の中で3日間ということが何回もキーワードで出てきましたけれども、いろいろ3日間は、福祉施設も、保育園も、市立病院も、いろんなものを3日分は備蓄している。つまり、停電が今回約1日、2日でおさまったからよかったんですけども、3日間過ぎると大変深刻なことになるわけです。だから、こういった民間の企業だとか農業者との災害協定も、もう4日目になったら確実に発効するようにしなきゃならないのかなと今思った次第なんです。それも含めて、速やかに発効としているのか、それとも協定が何日目から確実に発効するようになってるのかをまずお聞きします。

2点目は、副市長の答弁の中で、保育園の開園の決断です。私も認可外の保育園をやっていますけれども、園長の判断で開園しました。基準は設けていないということなんです、今後ともあくまでも所長の判断で開園していくのか、あるいは、こういった災害のときの開園の基準はつくっていくのかどうかということをも2点目にお聞きします。

3点目も副市長の答弁の中で、9月5日水曜日の分の学校給食を廃棄したということなんです、具体的にどこに廃棄したのかを教えてください。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員の再質問にお答えいたします。

まず、私からは、協定の発効が速やかになされるような内容になっているのかという点についてお答えいたします。

本市におきましては、災害時の食料等を含めた物資の調達をするために、例えば食材という点で言いますとセブンイレブンさんですとか、北海道を通じてイオンという企業とも協定を締結しているところです。その中で、何日目から発効云々という具体的な規定はございませんが、供給先に供給可能な物資を確保できるような協定内容になっているところです。

本市の災害基本計画等におきましても、3日間の備蓄が必要であるといった趣旨の一つには、まず、救援物資が届くまでの間、この3日間を何とか乗り切るためには、みずからの備蓄した食料等も必要であるという観点からでございます。

そういった意味では、そういった食材がまず届くに当たっての、これまでの御答弁で申し上げましたとおり、物流それから製造、そういったもの自体が寸断されたり中止された場合においても、遠隔地からでも被災地に物を届けると、これは今回の災害でも、政府が重要施設には

すぐ燃料等を届けろという方針が出されておりました。ただ、実際にそれが届くまでのタイムラグというのはどうしても避けられないということで、私どもも、こういった特に食材等の生命にかかわるような物資をどう備えて乗り切るかという観点においてこういった協定を結ばせていただいているということもありますので、そういったものを、もちろんなるべく速やかにということになるんですが、みずから自助の取り組みを行った上で、その後、速やかな支援体制が構築されるのにつながるような、そういった時系列で支援ができるような対策を進めていく考えであります。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 私のほうから、保育園の開園にかかわる基準の考え方について答弁申し上げます。

今回の部分については、答弁にもありましたように、所長現地確認の上、子育て応援室、また私も含めて、子供たちの安全・安心を守れるのかどうか、この辺を基準に開園の判断をいたしましたところ です。

この災害については、さまざまなケースが考えられますので、まずはこの確固たる基準というのはなかなか難しいと思いますので、基本的な部分については、何よりもやはり子供たちの安全・安心、これをしっかり守って、お預かりできるのかというところを考えながら、その時々に応じた判断をしてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

9月5日の学校の臨時休業にかかわる給食の食材の廃棄につきましては、通常の処分ということで、まず給食センターの中にある残渣の処理施設に一旦置きまして、そこで通常水分を絞るという処置を施した後、川西の堆肥化施設のほうへ運び入れていると、そういうような状況でございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 総務部長の答弁と、それから保健福祉部長の答弁、了解しました。よろしく申し上げます。

それで、給食の件、午前中はちょっといろいろ給食で興味深い話題がありましたけれども、一部パンなんかについては羊の餌にしたという話も聞いてますけれども、この再々質問で終わっちゃうのであれですけども、あらかじめ言っておきます。別にそれが悪いとかということじゃなくて、役所の中で連携とれているけれども、何か学校とそういう福祉施設の間で食材が融通されないのは何でかなとは素朴な疑問として持ったんです。いろいろ根拠法もあるからわかるんですけども、災害時はやはりもっと機動的なやりとりがあってもいいんじゃないかな

とは思ったんです。そこがちょっと今回の問題意識なんですけれども。一部羊のほうに行ったということによろしいですか。それで、それは市役所の中の連携でそうなったということで、事実確認として知っておきたいんですが、いいですか。

○副議長（井上久嗣君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

食材ということでございまして、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、パンにつきましては、もう既にある意味製品化といいますか、そのものということもございまして、9月5日の日に関して、例えば食材、食品の無駄ということも含めて、もちろん、人がというわけではございませんけれども、経済部のほうで何らかの方策はないかということでの処理は市役所の中ではした経過がございます。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、やはり食材に関しては温度の管理ということが大変重要になるということもございます。そういった意味では、学校給食センターとしてはやはり処分ということで適正に処理したと考えてございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 次に、プラスチックごみの削減について取り上げます。

まず、プラスチックごみの収集について伺います。

本市の、近年の収集量もしくは埋却量をお示してください。

また、このプラスチックごみはリサイクル率が非常に低いとされていますが、リサイクルに関して、本市の現状と方針を伺います。

さて、最近しばしば話題になっていますが、海の上を漂い、魚介類が飲み込んで私たちの食卓にも悪影響を及ぼしている海洋プラスチックごみは、一説によると海外からの漂着分が2割、河川など内陸部からの流出が8割とも言われています。天塩川流域の清掃活動に取り組んでいる本市としては、プラスチックごみを河口に流出させない方策により力を入れていかないといけないと思われていますが、河川の周辺清掃を今後どのように展開していくか伺うものであります。

次に、大問題であるレジ袋の問題を取り上げます。

レジ袋については、政府の法律や政令等を待つまでもなく、本市として有料化義務づけを検討すべきではないでしょうか。以前、今回と類似の問題を私が質問し、コンビニやスーパーだけでなくドラッグストアにも資源回収を義務づけるべきではと尋ねたときは、レジ袋を断った際のエコポイントの存在が答弁の中で触れられていましたが、この制度が最近相次いで廃止されたように、民間に任せてしまうとレジ袋関連の施策は後退もあり得るのであって、行政の主導的立場は重要ではないかと考えるものです。ぜひ、この件の見解をいただきたいものです。

最後に、来年10月開始とされる、ごみ収集の有料化との関係を伺います。

有料化そのものの是非は別としても、まずはプラスチックごみ削減が世界的な重要課題なのではないでしょうか。有料化によってプラごみも減ると考えるのか、あるいはプラごみ削減に

絞った先行施策が必要なのか、もちろん意見は分かれるところだと思います。ただ、私は後者のプラごみ削減がまず必要だと考えております。

本市の見解は多分、前者、つまり有料化でプラごみも減るという考え方だとは思いますが、その理由について詳しく伺う次第です。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、プラスチックごみの収集状況についてです。

本市における直近3年間の収集量は、平成27年度は336トン、28年度は303トン、29年度は285トンと減少傾向にあります。収集したプラスチックごみは、在宅医療系廃棄物や汚れ等で排出状態の悪いもの、容器包装以外のプラスチック製品類の不適物を手選別により取り除き再資源化を図っており、本市のリサイクル率は95%を超える高い水準となっています。

一方で、不適物として再資源化できないプラスチックごみは、最終的には埋め立て処理を行っていることから、今後も適切な排出方法について市民説明会、広報紙、ホームページ、SNSで情報提供し、さらなるリサイクルの推進と減量化を目指してまいります。

次に、河川の清掃についてです。

近年、プラスチックごみの海洋汚染が世界的に問題視され、生物や生態系への影響について、国などの研究機関が調査を進めています。市におきましても、等しく問題意識を持って、ごみを発生させないことを基本とし、河川への流出を低減させることが重要であると認識しているところです。

天塩川の源流域に位置する本市では、毎年河川愛護月間中に河川管理者である旭川開発建設部とともに多くの市民参加のもと、天塩川クリーンアップ大作戦を企画し、河川敷等に廃棄されたごみの一斉清掃を行い、例年50キログラムほどのごみを回収しています。また、チューブス川においても北海道と共同で河川清掃を実施しており、河川へのごみの流出を抑えるほか、ごみの持ち帰りやポイ捨て等を防ぐ意識の醸成など、環境教育に大きく資する取り組みとして、今後も継承発展させていくことが重要と考えています。

次に、レジ袋の有料化についてです。

国は、本年10月にレジ袋の有料化義務づけを含むプラスチックごみの削減に向けたプラスチック資源循環戦略の素案を公表いたしました。そこで、レジ袋有料化を義務づける条例の検討についての御質問です。

既にレジ袋を含むごみの削減を義務づける条例を制定している自治体もあり、導入前後で比較し、一定程度の削減効果があったことを確認しています。しかし、現在、具体的な規制がなく、違反した場合の罰則規定の考え方など課題も多く、公平性の観点からも国の責任において全国で一律の取り扱いとなることが望ましいと考えています。

また、議員お話しのエコポイント制度は、事業所が自主的にレジ袋削減に向けたマイバッグ運動として取り組み、ごみ減量化に貢献していただいておりますが、本市では、20年から士

別消費者協会、土別市ごみ減量化推進協議会、市内の3店舗とマイバッグ・ノーレジ袋運動としてレジ袋削減に向けた取り組みを実施し、現在では多くの市民に定着し、マイバッグの持参率は90%を超え、削減効果もあり、その役割を終え、廃止されたものと認識しています。

このことから、マイバッグ・ノーレジ袋運動を引き続き推進するとともに、市内の販売店にレジ袋不使用への協力をお願いするなど、市民、事業所、市がそれぞれの役割を担い、より一層レジ袋の削減を目指していきたいと考えています。

次に、家庭ごみ有料化よりもプラスチックごみの削減を優先すべきではないかとお尋ねについてです。

プラスチックごみの海洋汚染問題を含め、プラスチックごみの削減については重要な課題であると認識しています。そのため、現在策定中の家庭ごみ有料化実施計画（案）においては、その他プラスチックごみを有料化の対象とし、あわせて、環境教育や不法投棄、不適正排出への対応などを実施することで、プラスチックごみを削減することはできるものと考えています。

また、有料化における収集手数料は、適正な分別によるリサイクルと異物混入を抑制し、簡易包装や詰めかえ製品、再利用可能な容器の使用に加え、レジ袋の不使用などごみの排出抑制が図られるよう設定したところです。

今後も、持続可能な循環型社会に向けて、ごみの発生抑制及びさらなるごみの減量や分別、資源化が徹底されるよう廃棄物の適正処理に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再質問いたします。2点です。

1点目が、本市としてのレジ袋有料化関係の条例は必要ないというか、全国で均一の政策が必要なんじゃないかという答弁がありました。一方で若干、あまり多くないですけども、レジ袋有料化を義務づける市町村もあって、その条例の効果は認められるというお答えでした。

私、ここで公平性という言葉が出てくるのが何かちょっとしっくりこないんです。このごみ収集有料化についても公平性ということをおっしゃいますけれども、あんまり公平性、公平性とおっしゃったら、では除雪はどうなんだと、俺は車持ってないから道路の除雪関係ないから除雪費用払わないとか、そういうふうな発想になる、全国で均一じゃないとだめだとか、そこに公平性という言葉を持ってくるのは、ちょっと私はとても疑問だと思います。それは公平というよりは、全国で均一のほうが事業者としてもやりやすいだろうという、そういう配慮として言うのならわかるんですけども、あんまり公平性、公平性と言うと、今回の有料化もそうですけれども、いろんな市のサービスについて、除雪公平じゃないぞとかという話につながりかねないので、私はここで公平性という言葉は使わないほうがいいと思うので、見解をお願いします。

それから、再質問2点目です。プラスチックごみは、この3年間で1割ずつ減っていることがわかりました。まず、336トンから303トンに1割減った、そこからまた285トンに8%ぐら

いですか、1割近く減ったと。年々1割ずつぐらい減って、人口も減っていますからわかるんですけども、プラごみが増えてるから有料化で削減効果が出るんだというならわかりますけれども、プラごみの収集量自体も減ってるのに、有料化でさらに削減したいんだというのは、これはさらにもう一段削減したいんだみたいな意味で言っているのかどうか、そこを確認したいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 佐々木部長。

○市民部長（佐々木幸美君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目です。

ただいまの答弁で、公平性という言葉が答弁の中で使わせていただきましたけれども、現在、国が示しているプラスチック資源循環戦略の素案の中で、具体策として記載されているレジ袋有料化義務化ということにつきましては、容器リサイクル法の改正も必要になってくると言われておりまして、先行して条例のほうを制定している自治体につきましては、具体的な規制には触れない、いわゆる理念法となっております、強制力までは及ばない内容になっているという状況です。本市は、引き続きマイバッグ・ノーレジ袋運動の一層の普及を目指して、過剰包装の抑制だとかレジ袋の辞退、この動きを一層進めていければと考えております。

まず、ここで公平性という言葉を使った部分におきましては、市内、協定を結んでいる店舗につきましては、土別市内だけではなく、大型店舗で土別市で営業なさってるようなところもございますので、そちらの事業所の考え方もある中でということで、一応、現在、国のほうがこれから具体化、年度内に考え方を示して施策のほうを講ずるということになると思いますけれども、まずは我々一人一人、一市民が一人一人、今できることからそれを続け、一層の減量化に進めていくという意味で、ちょっと言葉のほうを使わせていただきました。

あと、プラごみの減量、推移のほうを説明させていただきましたが、年々、排出責任の部分も、市民の理解度も高く、排出責任のほうもしっかりある中で、それに相まって人口減の部分もあると思いますけれども、経過としては3年連続このように減ってきております。特に29年度は新しいリサイクルセンター、そして環境センターのほうも新しい施設をいただきましたので、市民の意識がまたそこにもう一段、協力しようという意識の醸成も図られているものだと思います。

この料金の部分で、有料化にその他プラスチックを導入しようと今考えております。この料金設定の考え方なんですけれども、当然、排出抑制をかけるというのが第一条件になりますけれども、生ごみ、一般ごみ、その他プラスチック、衛生ごみと多段階で料金のほうを設定いたします。それで、生ごみに混入しているという不適正な部分を、これをしっかり一般ごみにずれていく、そして一般ごみに混入されているものがその他プラにいく、そして最終的には衛生ごみということで、料金のほうを一番生ごみを高くすることによって低いほうに、しっかり分別をすれば低い手数料で済むという体系でもって料金設定を今考えているところですので、市

民の皆さんの努力によって、その他プラが減っている実情はありますけれども、より一層というところでこのような料金設定の考え方を今示させていただいてるところです。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） ありがとうございます。

再々質問です。

公平性という言葉をあえて使ったということなんですけれども、私はこれは均一性と言いかえるべきだと思います。例えば川渡って隣のまちに行ったら消費税の税率が違ったりとか、アメリカなんかでは州ごとに違ったりしますけれども、日本でそういうことがあったらちょっといろいろ大変、事業者も大変だし、住民も大変だということがあるので、それは公平性というより制度を均一にすると。そういう意味でレジ袋有料化のまちがあったりなかったりするよりは均一になったほうがいいという意味に私は聞こえますので、そこは均一性と言いかえてほしいなというのが一つです。

もう一つは、やはり市民部長もプラごみが年々減っているのは人口減もあるし、市民の協力もあるとおっしゃったんですけれども、前、私、市長にごみ問題で、まず市民を、これまで細かい分別をやってきたことに対してねぎらいの意を表明すべきだと申し上げて、市長も同意なさいましたけれども、市民がここまでプラごみ削減に心を砕いて年々1割ずつ減っているということに対して、やはりいきなり有料化で、市民と行政との間にくさびを打ち込むんじゃなくて、やはりまず、このプラごみを減らしていることについて市民の協力を感謝すべきだと思うんです。そこがまず1丁目、いわゆる、あんまり好きな言葉じゃない、1丁目1番地というやつだと思うんです。そこについてのコメントもお願いします。

○副議長（井上久嗣君） 佐々木部長。

○市民部長（佐々木幸美君） 再々質問にお答えいたします。

公平性という言葉、この部分に関しては再答弁のほうで説明させていただきましたけれども、こちらの考え方としては、先ほど答弁申し上げたとおり、そこは理解していただき、解釈としてそういう考えで答弁申し上げたということで、そこは御理解いただきたいなと思います。

そして、2点目ですけれども、土別市のごみ収集体制、その部分に関しましては、本当に理解力が高く、市の考え方、事業所さんも含めまして、本当にごみ施策に関してはすごく協力的で、日ごろから感謝の部分は十分感じております。長年、市民協力のもと、ごみ収集、処理、そして処分の費用に関しましても無料で市のほうはこれまで取り扱ってまいりましたけれども、現行施策の継続のみだけでは、これ以上のごみ減量、そしてリサイクルという部分では、推進は少しここに来て難しいと、難しい段階まで本当に来ていたのではないかと、分別収集もこれ以上細分化するということは土別市の場合は考えにくいものですので、このような経過からも排出抑制、また資源化の推進、そして排出量に応じた費用負担というのは応分の受益者負担、ここは求めざるを得ない、有料化の導入はやむを得ないということで御理解いただきたいと思

います。

今後、条例改正等も含めまして、家庭ごみ有料化の具体的な施策として、有料化の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、家庭ごみの有料化については市民負担を伴うものですから、有料化導入に向けましては、市民の皆さんにしっかり有料化の趣旨を、考え方を含めまして御理解いただけるように丁寧な説明を繰り返しまして、広報活動につきましてもしっかり責任を果たしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 3番目のテーマは、改元にかかわるコストについてです。

元号とは、もともと中国王朝の習慣で、7世紀ごろには日本にも取り入れられて、大化の改新の大化など有名です。

しかし、本家本元の中国は1911年の辛亥革命にて元号を廃止し、現在では元号を使用しているのはほぼ日本のみと言っていいでしょう。よく一部の人々からは日本の伝統文化だとも言われますが、庶民の生活に長い間定着していたのは、元号よりもむしろ60年周期で暦が回る十干十二支のほうであり、先ほどの辛亥革命の辛亥、戊辰戦争が起こった戊辰、甲子園球場が竣工した年である甲子、また、身近なところでは朝日町にある地名の壬子、これは十干十二支という壬子の年、1912年、大正元年に開拓されたという意味合いがあります。

さて、2019年5月から元号が変わることによって、行政に使われているコンピューターシステムの改修が必要になってくると思われまます。改修関係に係るコストをどのくらいと見積もっているかお示してください。

また、5月1日に改元するとのことだから、ゴールデンウィークに出勤してシステムを見守る職員も必要になることで、超過勤務もしくは休日出勤も発生するのであれば、人件費もコストに含まなければならないことを指摘しておきます。

今申し上げたごとく、ゴールデンウィークに出勤する必要がある労働者、管理者も全国でかなりの数が必要になります。政府はゴールデンウィーク10連休と呼号していますが、病院や観光所の窓口、銀行が10連休もしてしまうと市民生活への影響は甚大です。本市は今のところ、この10連休を文字どおり適用する方針なのか否か、お答え願います。

最後に、行政文書の西暦表記についてお聞きします。

民間では、今、改元のコストと混乱を見越して、J R各社の切符類を初めとして西暦を使用する企業が増えています。

本市が出す公文書も西暦併記のものも増えてはいて、引き続き積極的に使用されたいと思いますが、この点の考え方はどのようなものでしょうか。

また、市民の側から提出する届け出書類なども元号記載を必須とするのではなく、西暦でも書けるよう配慮していくべきではないでしょうか。この点、見解を伺い、壇上からの質問を終える次第です。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、改元に伴うコンピューターシステムの改修経費についてです。

新元号への移行に向けた情報システムの改修については、国から、新元号の公表時期を来年5月1日の改元の1カ月前と想定した上で、国民生活に支障なく円滑に移行できるよう準備を進めるよう示されたところです。

これにより、現在、住民基本台帳や税、福祉や選挙などのシステムについて、事業者とスケジュールや改修範囲などの事前の協議を進めており、その改修費用は約210万円と見込んでいます。

戸籍システムについては、使用している機器のメーカー保守が終了することから、現在更新作業を行っており、この中で新元号に対応したものを導入する予定です。

また、新元号の発表時期は検討中で流動的であるとの報道もあり、時期によっては最終の動作確認のため、情報システムを統括する職員のゴールデンウィーク中の業務も想定されているところです。

次に、ゴールデンウィークの10連休への対応についてです。

来年5月1日を祝日とする法律の成立により、4月27日から5月6日までが10連休となることから、病院に通院されている方や住民票などが必要な方など、市民の生活に影響があるものと考えます。

本市ではこれまで、年末年始の休みが長期になる際には、本庁舎窓口を初め環境センター、いきいき健康センターなどの臨時開庁を行っており、市立病院も同様に期間中に日にちを定め、診療を行っているところです。また、今年の年末年始は9連休になることから、1月4日を臨時の開庁日、診療日とし、広報紙等で各公共施設の業務体制をお知らせしているところです。

こうしたことから、来年のゴールデンウィークにおいては、新天皇の即位を国民を挙げて祝福する趣旨を尊重しつつ、市民生活への影響を考慮した対応を検討してまいります。

最後に、公文書における西暦の使用についてです。

本市の公文書における日付の使用は、国や道に準じて和暦を用いることを基本としつつも、条例等の例規や戸籍関係事務など法令等の定めがあるものを除き、平成10年から和暦に加え、括弧書きで西暦を併記しています。

また、まちづくり総合計画を初めとする各種計画書の作成に当たっては、和暦と西暦の併記のほか、将来推計など西暦を用いたほうがわかりやすい場合には、ケースに応じた使い分けを行っています。

元号は、元号法の規定により、皇位の継承があった場合に限り改めるものとされていますが、公文書での使用については、戸籍関係事務などを除き、その使用を義務づける規定はなく、慣例により用いてきたものです。

こうしたことから、新元号の公布後も引き続き市民の皆さんにわかりやすい表記がスムーズ

になされるように努めるとともに、将来的な改元に係る経費の縮減に向けては、異なる情報システム間のデータのやりとりを西暦に統一するなどの検討を進めてまいります。

また、市民の皆さんが記載する提出書類については、住民票や税証明書などの交付申請書などにおいて、和暦、西暦の併用を含めた様式の見直しについても検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 確認ですけれども、元号が変わることによってシステム改変でシステム関係で210万円と、それから超過勤務なんかが発生した場合の人件費がそこにプラスアルファされ、210万円プラスアルファという考え方でよろしいですか。お願いします。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 再質問にお答えいたします。

今、お話がありましたとおり、超過勤務時間については元号の公表時期によっても変わりますので、その部分が発生すれば追加した費用が加わるということになります。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 来年、2019年が十干十二支でいうと己亥といいまして、己という字が入っているのしし年、つちのとの、いのしし年で、要は還暦が2回、開拓120年です。士別が開拓されたのがこの十干十二支でいう己亥の年なので、何らかお祝いをするしないは別としても、還暦2回ってなかなか感慨深いと思いますんで、市長もぜひ頭に入れていただけたらと思います。

これで、質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時30分閉会）